

158

平成19年7月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松永久美子

平成19年(ワ)第43号 不当利得返還請求事件

平成19年(ワ)第98号 根抵当権設定仮登記抹消登記手続請求事件

口頭弁論終結日 平成19年7月5日

判 決

第43号事件原告  
同代表者代表取締役

株式会社

第98号事件原告  
上記兩名訴訟代理人弁護士

福田大志

東京都

両事件被告  
同代表者代表取締役  
同訴訟代理人弁護士

株式会社

主 文

- 1 被告は、原告株式会社 に対し、2422万4243円及びうち2160万0501円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告株式会社 に対し、216万円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 原告株式会社 のその余の請求を棄却する。
- 4 被告は、原告 に対し、別紙物件目録記載1及び2の不動産について別紙登記目録記載の根抵当権設定仮登記の抹消登記手続をせよ。
- 5 訴訟費用は、第43号事件及び第98号事件を通じ、被告の負担とする。

6 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

#### 1 第43号事件

- (1) 被告は、原告株式会社■■■■■（以下「原告会社」という。）に対し、  
2475万3067円及びうち2160万3657円に対する平成18年  
12月5日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告会社に対し、216万円及びこれに対する平成18年12  
月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (3) 仮執行宣言

#### 2 第98号事件

主文4項と同旨

### 第2 事案の概要

#### 1 第43号事件

原告会社が、被告との間で継続的に金銭の借入れとその弁済を繰り返して  
いたところ、その取引を利息制限法所定の利率に基づいて引き直し計算をす  
ると過払が生じていると主張して、

- (1) 不当利得に基づく過払金合計2160万3657円の返還
- (2) 各過払金に対する、各発生日から最終取引日である平成18年12月4  
日までの年6パーセントの割合による確定利息314万9410円及び平  
成18年12月5日から支払済みまで年6パーセントの割合による利息の  
支払
- (3) 悪意の受益者の損害賠償義務（民法704条後段）として、本件訴訟の  
弁護士費用相当額216万円及びこれに対する上記最終取引日の翌日であ  
る平成18年12月5日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割  
合による遅延損害金の支払

を求めた事案である。

これに対し、被告は、2158万8542円の限度で過払金の存在を認めつつ、悪意の受益者とされた場合の利息の利率は5パーセントであること、また、弁護士費用相当額の賠償義務を負わないことを主張して争っている。

## 2 第98号事件

原告■■■■が、別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物を所有しているところ、被告を権利者として、上記土地には別紙登記目録記載1の、上記建物には別紙登記目録記載2の、各根抵当権設定仮登記が存在していると主張して、各登記の抹消登記手続を求めた事案であり、被告は上記請求原因事実を認めており、当事者間に争いはない。

## 第3 当事者の主張（第43号事件）

### 1 前提事実（争いのない事実）

(1) 原告会社は土木工事の請負等を目的とする株式会社であり、被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けて貸金業を営む株式会社である。

(2) 原告会社は、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「別紙計算書」という。）記載の年月日、借入金額、弁済額の各欄に記載のとおり、被告からの借入れとその弁済を繰り返した。この取引において、被告は、原告会社に対し、利息制限法所定の制限利率を超過した約定利率で貸付けを行っており、その超過部分を利息の債務の弁済として受領していた。

### 2 争点

(1) 本件の争点は、以下のとおりである。

ア 被告は「悪意の受益者」（民法704条）か。（争点1）

イ 悪意の受益者が不当利得の返還に付すべき利息の利率は年5%か6%か。（争点2）

ウ 被告が悪意の受益者である場合、原告会社が本訴提起に要した弁護士

費用相当額につき、民法704条後段に基づき、損害賠償責任を負うか。

(争点3)

(2) 争点1 (被告の悪意)

【原告の主張】

被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法を超える利率で貸付けであることを認識しながら、原告会社に対する貸付けを行い、原告会社から返済を受けていたのであるから、民法704条の悪意の受益者である。

【被告の反論】

争う。

(3) 争点2 (悪意の受益者の付すべき利息の利率)

【原告の主張】

被告は、貸金業を営む株式会社、すなわち商人であり、原告会社からの過払により利得した金員をその営業のために利用し、収益をあげている。このように、受益者が商人で、目的物を営業に使用したと認められる場合には、端的に商事法定利率である年6分の割合によるべきである。

【被告の反論】

過払金返還請求権は、商行為たる貸付け取引を原因として発生する権利でなく、民事法である利息制限法を根拠法として発生する民事上の一般債権である。しかも、商取引における資金需要の繁忙と投下資本による高収入の可能性があることから法定利率を年6パーセントに引き上げた立法趣旨からみて、過払金返還請求権をもって商行為によって生じた債権に準じるものと解することもできない。

よって、仮に被告が悪意の受益者であると認められたとしても、民法704条前段に基づき支払うべき利息の利率は年5パーセントと解すべきである。

(4) 争点3 (弁護士費用相当額の賠償義務)

### 【原告の主張】

過払金返還請求訴訟における弁護士費用相当額については、民法704条後段の「損害」に該当するというべきであるところ、原告会社が訴訟前において過払金の返還を求めたにもかかわらず、被告は、担当者がいないとか本社に聞かないとわからないなどという返答に終始し、相当額の返還の申し出すらしなかった。そのため原告会社は弁護士に委任して訴訟を提起せざるを得なくなり、弁護士費用の支出を余儀なくされた。

弁護士費用相当額については、過払金の約1割である216万円が相当である。

また、悪意の受益者の不当利得返還義務は、その成立に伴い、催告なくして遅滞に陥ると解されるから、悪意の受益者が賠償すべき弁護士費用相当額についても、催告なくして最終取引日から遅滞に陥るといふべきである。

### 【被告の反論】

この点に関する原告の請求は、実質的に弁護士費用を敗訴者に負担させるものであり、民事訴訟において弁護士費用の敗訴者負担制度が導入されていないことなどに照らし、不当である。

現在、多くの過払金返還請求訴訟が、弁護士に委任せずに提起されており、また、貸金業者側も訴訟提起前の段階から任意に返還に応じるなどしていることは顕著な事実であって、弁護士に委任して訴訟を提起しなければ過払金の回収が困難であるといったことはもはや過去の話である。

よって、本件において、弁護士費用相当額の賠償は認められるべきでない。

## 第4 当裁判所の判断（第43号事件）

### 1 争点1（被告の悪意）

貸金業者が借主から利息制限法所定の制限利率を超過した約定利率に基づ

く利息の支払を受けた場合において、その受領につき、貸金業法43条1項（いわゆるみなし弁済規定）の適用が認められないときは、貸金業者において、同条項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである（最高裁平成19年7月17日第三小法廷判決参照）。

本件において、貸金業者である被告は、上記制限利率を超過する約定利率に基づく利息の支払を受けているところ、被告は、貸金業法43条1項の適用があることについて何ら主張、立証していないから、上記特段の事情の存在を検討する余地はなく、よって、被告は悪意の受益者と推定される。

## 2 争点2（悪意の受益者の付すべき利息の利率）

過払金についての不当利得返還請求権は、高利を制限して借主を保護する目的で設けられた利息制限法の規定によって発生する債権であって、営利性を考慮すべき債権ではないから、過払金を不当利得として返還する場合において、悪意の受益者が付すべき民法704条前段所定の利息の利率は、民法所定の年5パーセントと解するのが相当である（最高裁平成19年2月13日第三小法廷判決参照）。

よって、この点に関する原告会社の主張は理由がない。

## 3 争点3（弁護士費用相当額の賠償義務）

証拠（甲2, 3）及び弁論の全趣旨によると、原告会社は、本件訴訟提起前、原告会社の本件訴訟代理人を通じて被告に過払金の返還を求めたにもかかわらず、被告から容易にその返還を受けることができなかつたため、本件訴訟を提起せざるを得なかつたことが認められ、よって、被告は、民法704条後段に基づき、本訴提起により原告会社に生じた弁護士費用相当額を賠償すべき責任があるというべきであり、その額としては、被告が返還すべき

過払金の額、そのほか本件に現れた諸事情を考慮し、216万円が相当である。

次に、上記損害に対する遅延損害金の起算日についてみるに、民法704条後段の賠償責任は、不当利得制度において当事者の公平を図るために認められた責任であるから、不当利得返還義務と同様に、期限の定めのない債務として請求の翌日から遅滞に陥ると解するのが相当である。よって、被告は、上記損害額に対する、第43号事件の「訴えの追加的変更書」送達の日である平成19年5月18日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負うというべきである。

#### 4 仮執行免脱宣言について

被告は、その敗訴の場合には仮執行免脱宣言をすることを求めているところ、被告も2158万8542円の限度では返還すべき過払金の存在を認めており、原告会社の権利の確実性や執行の遅延による原告会社の損害等を考慮すると、本件は仮執行免脱宣言をすべき事案とは認められない。

#### 第5 結論

したがって、原告会社の請求は、不当利得に基づく過払金合計2160万0501円、各過払金に対する年5パーセントの割合による確定利息262万3742円及び上記過払金合計に対する平成18年12月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払並びに不法行為に基づく損害賠償金216万円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、また、原告■■■■の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。

長崎地方裁判所佐世保支部

裁判官

竹 村 昭 彦

これは正本である。

平成19年7月24日

長崎地方裁判所佐世保支部

裁判所書記官 松 永 久美

